

ノーマライゼーションかしわプランに おける重点施策の進捗と課題について

主な事業の現状に記載されている「◎」、「○」、「△」、「×」、「※」は、平成30年9月末時点における事業の進捗状況を表しています。

「◎」 計画を上回って進んでいる

「○」 ほぼ計画どおり

「△」 計画よりやや取り組みが遅れている

「×」 計画の取り組みが遅れ、見直しが必要

「※」 今後、計画に着手予定。または未評価。

委員の皆様におかれましては、上記を参考にしながら御意見をお願いいたします。

重点施策1 相談支援・権利擁護体制の充実

① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

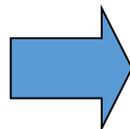
◎目標

- ・地域における身近な相談窓口を確保するため、24時間対応の地域生活支援拠点など、地域で様々な障害に関する相談支援に対応可能な体制の充実
- ・質の高い相談支援を提供するために、相談支援従事者の質を高める取組等を推進

《主な事業》

①

障害者相談支援・
コーディネート事業

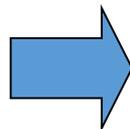


《事業内容》

24時間365日障害者の様々な相談支援に対応する地域生活支援拠点をはじめ、地域の相談支援の多様なニーズに対応。

②

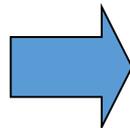
自立支援協議会相談
支援部会の運営支援



相談支援体制強化のため、相談支援専門員の支援スキル向上に資する研修会等を企画・運営。

③

相談支援事業及び相談
支援専門員増加の取組



地域資源が有機的に結びつくよう、相談支援事業所や専門員の増加に向けて取り組む。

《現状》

① 委託相談支援事業所5か所中、24時間365日対応する地域生活支援拠点を1か所増加したことに伴い、コーディネーター配置を増員。

24時間相談対応の拠点が、計画通り南部地域へH30年4月に開設できており、計画通り進んでいる。

② 相談支援連絡会(研修会や相談支援専門員の交流の場)を毎月開催(9月末までに6回)し、延べ263人が参加。企画運営を委託相談支援事業所と市で輪番とするなど、市が運営支援を実施することで、計画通り進んでいる。

③ 市内の指定相談支援事業所は、平成29年度末(31か所)から平成30年9月末(33か所)と増加し、相談支援専門員も、平成29年度末(77人)から平成30年9月末(79人)と微増。計画をやや上回っている。

評価



評価



評価



《課題と今後の取り組み》

次の拠点として、不足する身体障害や医療的ケアへの対応力がある、24時間365日対応可能な委託相談支援事業所を強化。今後は拠点コーディネーターを中心に、地域の多様な相談支援を充実していく。

課題として、児童のセルフプランの割合が高く、医療的ケアに対応できる相談支援専門員が不足。

全ての障害や児童から成人までの各世代に対応できる相談支援専門員を育成するために、相談支援連絡会を活用して研修を行っていく。

セルフプランによる支給決定者数は、H29年度末 588人からH30年9月末 608人と約4%増加しており、指定障害福祉サービス事業所や指定障害児通所支援事業所の集団指導の場等を活用し、相談支援事業への参入を働きかけていく。

② 権利擁護体制の充実

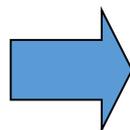
◎目標

- ・障害者虐待防止センターが中心となり、虐待相談等に関する連携体制の拡充や、研修等を通じた啓発活動を推進
- ・虐待の早期発見・解決を図る体制の構築や成年後見制度の利用促進の体制を整備

《主な事業》

①

権利擁護ネットワーク
会議の開催

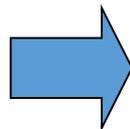


《事業内容》

- ・関係機関が連携を図り、虐待相談や解決方法の検討や、権利擁護に係る議題について協議し、体制を整備する。

②

虐待防止に関する
研修会の実施



- ・現場で障害者を支援する事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催し、虐待防止と早期発見に関する理解啓発を進め、障害者の権利擁護の意識向上を図る。

《現状》

① 第1回権利擁護ネットワーク会議を開催し、虐待防止体制の在り方について検証及び虐待対応ケースについて対応の検証を行うことが重要との意見があがった。計画通り、会議を開催することができている。

評価



② 第1回は、福祉サービス事業所初任者職員を対象に障害者虐待防止の基礎知識をテーマで研修会を開催。第2回は、地域の第一線で活躍する民生委員を対象に障害者への支援と差別解消をテーマに研修会をそれぞれ開催しており、計画通り実施できている。

評価



《課題と今後の取り組み》

権利擁護ネットワーク会議にて、虐待防止体制と連携の強化を目指し、顔の見える関係を構築する。

虐待対応ケースについて、虐待対応進行管理表を作成し、権利擁護ネットワーク会議において対応の検証を行い、スキルアップを図る。

福祉サービス事業所の増加に伴い、新任職員も増え、虐待に関する知識の普及が必要なことから、継続した研修会を開催していく。

また障害への理解及び権利擁護についての理解が広がるよう、一般市民向けの研修会の実施に向け検討していく。

重点施策2 地域生活を支える基盤整備

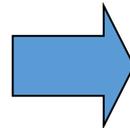
① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

◎目標

- ・24時間対応の障害者の総合相談，緊急時の受入，体験といった地域支援機能を一体的に持った地域生活支援拠点の複数整備
- ・地域資源と有機的に結びつくよう既存の拠点とネットワーク化し，障害者の地域生活支援体制を整備

《主な事業》

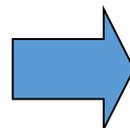
① 地域生活支援拠点
整備事業



《事業内容》

- ・地域生活を支える基盤としての地域生活支援拠点設置を進める。特に，要望の多い重症心身障害児者に対応する拠点や未整備のエリアへの拠点整備を推進する。

② 地域生活支援拠点
運営協議会の整備



- ・地域生活支援拠点運営協議会を開催し，運営状況や今後の設置について意見交換を行う。

《現状》

① ・平成30年4月に市内3か所目となる「地域生活支援拠点しょうなん」を柏市南部地区に開設。計画を上回って整備が進んでいる

・要望の多い重症心身障害児者に対応可能な「地域生活支援拠点ぶる一むの風(仮称)」を平成31年4月に開設予定。

評価



《課題と今後の取り組み》

・拠点として受け入れられない場合の対応等の検討や、拠点同士の連携が必要。

・拠点の「専門的人材の確保・養成」という機能を活用し、人材育成による拠点の質の向上により、受入能力の向上を図る。

評価



② ・柏市地域生活支援拠点運営協議会は、年3回開催予定。

今年度に入り2回開催。運営状況や拠点のあり方について議論を行う等、定期的に行っている。

・全ての拠点運営者が参加する拠点運営協議会を活用し、各拠点の相互交流の推進や情報共有を進め、困難ケースの対応等については、ケース検討等も行っていく。

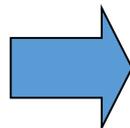
② 多様な住まいの確保と居住の支援

◎目標

- ・障害者の地域生活促進のために、グループホームや一般住宅での生活など多様な住まいに対応可能な支援を実施
- ・グループホーム設置者に対し、グループホーム拡充のための様々な支援を実施

《主な事業》

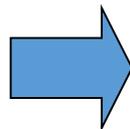
① 共同生活援助(グループホーム)の整備



《事業内容》

・安全安心な住環境の構築のため、グループホームの整備を進める。

② 障害福祉サービス施設等改造等補助



・安全安心な住環境の構築のため、施設等の改造補助を支援する。

《現状》

《課題と今後の取り組み》

①

・共同生活援助(グループホーム)の整備は、平成30年9月末で計画245人／月に対して、342人／月(定員)と計画を上回っている。

評価



・重度の身体障害や強度行動障害等の障害特性に特化したグループホームが不足しており、今後も対応が求められる。

・上記のような重度身体障害等のグループホーム設置時には、高額な設備等が必要となるため、それらを支援できる補助金の活用方法について、様々な角度から検討していく。

②

・平成27年の消防法改正に伴うグループホームの消防設備改修は、一段落した。

評価



・既存の住居をグループホームとして使用するための住宅改修における補助申請が増加し、改修が進んだことで、計画通り進んでいる。

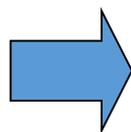
③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

◎目標

- ・教育福祉会館の耐震改修工事の実施
- ・障害のあるなしにかかわらず、それぞれの世代が一堂に会して交流できる場の整備
- ・就労が困難な方の自立支援を促進する施設となるよう整備

《主な事業》

① 教育福祉会館
耐震改修等工事



《事業内容》

- ・教育福祉会館をこれからも継続して維持運営するために、耐震化工事を始め、交流や自立支援の場等、更なる福祉の向上に繋がる改修を実施予定。

《現状》

・教育福祉会館耐震改修工事は、平成31年4月から実施予定。

① 耐震等改修工事終了後のあり方を検討するため、利用団体や有識者等による官民協働検討委員会を本年8月末に設置。

・バリアフリーの推進や交流、自立支援の場等、福祉の向上につながる議論を進めており、計画通り進んでいる。

《課題と今後の取り組み》

・耐震改修工事期間中の対応について、関係団体との調整が必要。

・今後の教育福祉会館のあり方を検討する官民協働検討委員会については、年内に意見交換が終了し、年明けにパブリックコメント等を実施予定。

評価



重点施策3 就労支援体制の充実

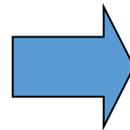
① 就労支援体制の充実

◎目標

- ・障害者のニーズや障害特性に応じた就労支援体制の充実
- ・障害者就業・生活支援センターを始めとする民間の就労支援機関の取り組みを支援
- ・本年4月より精神障害者が法定雇用率の算定に加わったことで、関係機関との連携体制を強化

《主な事業》

① 障害者就業・生活支援センターなどによる就労相談事業



《事業内容》

・障害者就業・生活支援センター等で実施する就労相談や就職活動支援を通じて、障害者の働きたいというニーズに応える。

《現状》

・市が就労支援事業を委託する障害者就業・生活支援センター(以下、「センター」という。)が本人支援をコーディネート。本人の希望や現状に応じた相談支援を実施。センターにおける精神障害者の登録者数は、前年度比で約20%増加している。

①

・はたらく部会一般就労連絡会を通じて、福祉事業所を中心とした連携体制は整備されつつある。

・身体・知的障害者と比較し、精神障害者の一般雇用が進んでいない現状がある。

・相談件数が昨年度と比較し、減少している。

《課題と今後の取り組み》

・センターが本人支援をコーディネートする体制は整備されつつあるが、精神障害者からの相談が増加していることで、1件あたりの対応に要する時間が増加している。

・上記のようなケースに対し、はたらく部会一般就労連絡会にて課題を共有し、支援スキルの向上を図る。

・今後は商工会議所等の企業との連携体制を強化する必要がある。

・近隣市合同で実施している企業向け障害者雇用セミナー等で、精神障害者の雇用促進に向けた取組等を検討していく。

・相談件数の減少については、原因を分析する必要がある。

評価



② 職場定着支援の充実

◎目標

- ・働く障害者が気軽に相談できる場の確保や日常生活の支援を受けられる体制の強化
- ・就労定着支援が円滑に実施されるよう人材を育成

《主な事業》

① 就労定着支援

《事業内容》

- ・就労した障害者の様々な相談に対応し、生活面の課題を把握し必要な指導助言を行うことや、関係機関との連絡調整を行い、障害者が安心して働き続けられるよう支援する。

《現状》

・障害者の法定雇用率の引き上げにより、障害者雇用が進む中、精神障害者の雇用義務化に伴い、就職後の職場定着が課題。

① 就労定着支援事業の創設により、今後、企業で働く障害者への支援を進めていく。

※柏市内就労定着支援事業所の申請状況

4月開設	1か所
10月開設	5か所

※本年10月から事業が本格的に開始されるため、現時点では未評価とした。

《課題と今後の取り組み》

・現時点で、就労定着支援事業の成果は未知数。このため、実践を重ね、はたらく部会一般就労連絡会等で情報を共有し、支援技術の向上が求められる。

・上記の課題解決に向けて、近隣市の先行事業所職員を講師に招き、事業運営上の注意点や支援事例等を学ぶことで、就労定着支援に関するスキルアップを目指す。

評価

✖

③ 工賃向上の取組強化

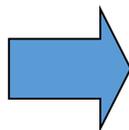
◎目標

- ・市内の就労継続支援B型事業所における平均工賃額の向上に向けた取組
- ・障害者が生きがいを持ち、安心して働く等の社会参加ができるよう、就労継続支援事業所等の適切な運営を指導

《主な事業》

①

就労継続支援(B型)
事業所の支援による
工賃向上



《事業内容》

・就労継続支援B型事業所等については、千葉県障害者就労事業振興センター等と連携し、受注業務の拡大や生產品の質の向上、新製品の開発に向けた支援を行い、事業所の工賃向上を図る。

《現状》

・千葉県障害者就労事業振興センターと協力し、工賃向上に関する研修会の開催。

① 近隣ショッピングセンターにて市内の障害福祉事業所による販売会を開催することで、工賃向上に取り組む。

・現段階で取り組みが遅れているが、今後は右記の取り組みが予定されている。

評価



《課題と今後の取り組み》

・市内の障害福祉事業所の平均工賃額は、県内平均額を下回っており、工賃向上に向けた取組が必要。

・上記の課題解決に向けて、次の施策を推進。

・工賃向上に向けた研修会の開催。

・共同受注の推進

・行政需要の取り込み

・販売会の開催

重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

① 保健・療育等の充実

◎目標

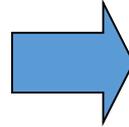
- ・療育支援の必要な子どもの早期発見
- ・幼児健康診査をはじめとする母子保健事業の推進
- ・支援が必要な児童を速やかにこども発達センター等へつなげ、適切な支援を提供

《主な事業》

《事業内容》

①

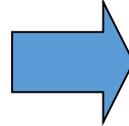
幼児健康診査



・療育支援の必要な子どもを早期に発見し、支援につながるよう、母子保健事業を推進

②

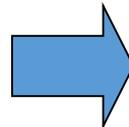
外来療育相談支援
(集団・個別)事業



・こども発達センター等における外来療育支援の充実を図り、併せて保護者・家族向けの支援の充実

③

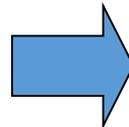
児童発達支援・医療型児童発達支援・
居宅訪問型児童発達支援の充実



・療育ニーズの増大に対応できるよう、就学前の療育支援の必要な子どもへの支援サービスを充実

④

保育所等訪問支援事業



・保育所等に在籍する療育支援の必要な子どもへの適応を図るため、事業の充実を図る

《現状》

《課題と今後の取り組み》

①

・1歳6か月および3歳児健康診査では、言葉等発達面の確認を行い、発達等に心配のある幼児の経過観察を実施。
・必要な時期に発達相談につなげ、こども発達センターと連携した早期支援に努めており、計画通り進んでいる。

評価



・継続的な支援体制整備と切れ目のない支援の充実
・こども発達センターとの連携強化
・専門職の人材育成と資質の向上

②

・こども発達センター外来相談支援事業の実施(新規相談210人, 全利用児数1, 232人)。前年度より相談者数は、増加傾向にあり、計画通り進んでいる。
※数値は平成30年9月末現在。

評価



・相談支援体制の充実と適切な支援の提供
・直営の療育機関として、必要な専門職の確保とその人材育成

③

・民間による居宅訪問型児童発達支援事業所の開所。
・(仮)児童発達支援事業所連絡会の検討上記の取り組みにより、計画通り進んでいる。

評価



・民間療育機関をリードしていくことや活用のほか、市全体における療育の質の向上
・(仮)児童発達支援事業所連絡会の立上げや、児童発達支援センターの公開療育の実施

④

・キッズルームひまわりにおける実績実人数(契約児数)35人、訪問延回数 178回
・訪問件数は増加傾向にあり、計画を上回って推移している。
※数値は平成30年9月末現在。

評価



・訪問型支援の充実
・保育所等訪問支援事業の周知と人材確保及び人材育成

② 学齢期への支援の充実

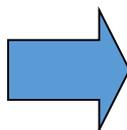
◎目標

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・障害のある児童生徒が、その能力や可能性を伸ばせるよう特別支援教育の充実
- ・肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスなどの充実

《主な事業》

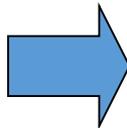
《事業内容》

① ライフサポートファイルの
活用促進



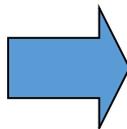
・入学等で環境が変わっても、適切な支援や指導が受けられるよう、ファイルを活用した支援体制の構築を目指す

② 多様な学びの場の整備



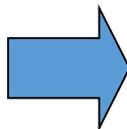
・障害のある児童生徒に対し適切な支援や指導ができるよう、合理的配慮の適切な提供や特別支援学級の整備等に努める

③ 放課後等デイサービスの充実



・肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実を図る

④ 障害児事業所の指定指導
権限の委譲(2019年度～)



・利用者のニーズに合った適切な支援ができるよう、ガイドラインに基づいた必要な指導を市が行う

《現状》

《課題と今後の取り組み》

①

・こども発達センター，障害者相談支援室，教育研究所，各団体等よりライフサポートファイルの活用について保護者に案内。また，就学時には校長会を通じて，就学時の引継ぎにおける活用を小学校へ周知しているが，効果的な周知に至っていない。

評価



・活用率を上げるための更なる周知・普及啓発

②

・インクルーシブ教育システムの構築に向けて保護者向け資料を小中学校入学説明会にて配布及び周知。
・平成30年度から市内小中学校全校に特別支援学級を設置するとともに，土中に通級指導教室(情)開設。計画通り進んでいる。

評価



・特別支援学級の増加に伴う，担当教員の専門性の向上

・特別支援教育新任担当教員等研修(年6回)の実施

・指導主事及び特別支援教育専門指導員による巡回相談の実施

③

・障害児事業所については，平成31年度より柏市に指定指導権限が移譲される予定で準備を進めている。
※平成31年度からの実施予定であり，現時点では未評価とした。

評価



・肢体不自由児や医療的ケアの必要な子どもたちも通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに，利用者のニーズに合った適切な支援が行えるよう，必要な指導を行う。

③ 医療・ケア体制の充実

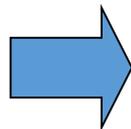
◎目標

- ・医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を構築
- ・喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成
- ・医療的ケア児コーディネーターの配置

《主な事業》

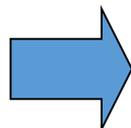
《事業内容》

① 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成



・医療的ケアを必要とする子どもや障害者が安心して地域生活を送れるよう、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成を支援

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置



・医療的ケアを必要とする子どもに対し、様々な分野での必要な支援を調整するコーディネーターを配置

《現状》

① ・本市が助成する喀痰吸引研修事業について、今年度は予定通り市内の社会福祉法人に委託し、研修を企画・実施し、7月に基本研修(座学)が終了。現在は実地研修を実施する等、計画通り進んでいる。

評価



② ・県による医ケアコーディネーター研修開催後、受講したコーディネーターと連携し、医ケア児者へのブラッシュアップ、コーディネーターのフォローアップを実施予定。
※現時点で県の研修が未実施のため、未評価とした。

評価



《課題と今後の取り組み》

・喀痰吸引等研修を修了したホームヘルパーをより一層、確保するため、安定した受講生の確保が必要。

・上記の課題解決のため、受講生の募集時期や募集要項のPRを強化し、安定した受講生の確保に努める。今年度は、事業所対象の集団指導の際に周知。

・医療的ケア児の通学時の移動手段に関する要望があるため、医療的ケア児者支援のコーディネーターを配置し、医ケア児通学の際の適応、改善を検討していく。